

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】平成27年9月17日(2015.9.17)

【公開番号】特開2014-156812(P2014-156812A)

【公開日】平成26年8月28日(2014.8.28)

【年通号数】公開・登録公報2014-046

【出願番号】特願2013-27869(P2013-27869)

【国際特許分類】

F 04 C 29/00 (2006.01)

F 04 C 18/356 (2006.01)

【F I】

F 04 C 29/00 B

F 04 C 18/356 H

F 04 C 29/00 C

【手続補正書】

【提出日】平成27年7月30日(2015.7.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明に係る密閉型圧縮機は、密閉容器内に収容され、冷媒を圧縮する圧縮室が内部に形成されるシリンダと、前記シリンダの軸方向両端のうち少なくとも一方に配置され、環状の当接領域を介して前記シリンダと当接する端板と、前記当接領域における前記シリンダ側の表面及び前記端板側の表面の少なくとも一方に形成された溝部と、を有し、前記シリンダと前記端板とは、接着剤によって固定されており、前記接着剤は、前記当接領域となる領域のうち前記溝部よりも外周側の領域に塗布されており、塗布された前記接着剤のうち、前記シリンダと前記端板との当接により内周側に押し流された余剰分は、前記溝部に流入することを特徴とするものである。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

密閉容器内に収容され、冷媒を圧縮する圧縮室が内部に形成されるシリンダと、前記シリンダの軸方向両端のうち少なくとも一方に配置され、環状の当接領域を介して前記シリンダと当接する端板と、

前記当接領域における前記シリンダ側の表面及び前記端板側の表面の少なくとも一方に形成された溝部と、を有し、

前記シリンダと前記端板とは、接着剤によって固定されており、

前記接着剤は、前記当接領域となる領域のうち前記溝部よりも外周側の領域に塗布されており、

塗布された前記接着剤のうち、前記シリンダと前記端板との当接により内周側に押し流された余剰分は、前記溝部に流入すること

を特徴とする密閉型圧縮機。

**【請求項 2】**

前記溝部は、前記当接領域の内周端と外周端との間の中心部よりも前記内周端寄りに形成されていること

を特徴とする請求項 1 に記載の密閉型圧縮機。

**【請求項 3】**

前記溝部は、前記当接領域の全周に亘って切れ目なく形成されていること

を特徴とする請求項 1 又は請求項 2 に記載の密閉型圧縮機。

**【請求項 4】**

前記接着剤は、前記シリンダと前記端板とを 10 MPa 以上の接着強度で固定するものであること

を特徴とする請求項 1 ~ 請求項 3 のいずれか一項に記載の密閉型圧縮機。

**【請求項 5】**

前記端板に取り付けられ、前記圧縮室で圧縮された前記冷媒の脈動を低減させる吐出マフラーをさらに有し、

前記吐出マフラーは、前記端板に接着剤によって固定されていること

を特徴とする請求項 1 ~ 請求項 4 のいずれか一項に記載の密閉型圧縮機。

**【請求項 6】**

前記冷媒は、HFC、HFC、アンモニア又はヘリウムを含んでおり、

前記接着剤は、前記冷媒に対する所定の耐性を有していること

を特徴とする請求項 1 ~ 請求項 5 のいずれか一項に記載の密閉型圧縮機。

**【請求項 7】**

前記接着剤は、ナフテン油、パラフィン油若しくはアルキルベンゼン油を含む天然系の油、ポリエーテル系油若しくはポリオールエステル系油を含む合成油、又は前記天然系の油と前記合成油とを混合した混合油に対する所定の耐性を有していること

を特徴とする請求項 1 ~ 請求項 6 のいずれか一項に記載の密閉型圧縮機。

**【請求項 8】**

前記接着剤は、100 ~ 200 の環境に対する所定の耐性を有し、常温以上 200 以下、大気圧以上 2 MPa 以下の加圧加温によって硬化するものであること

を特徴とする請求項 1 ~ 請求項 7 のいずれか一項に記載の密閉型圧縮機。